

とうございました。

○高橋孝夫委員長 以上で通告による総括質疑は終わりました。

これより細部審査に入ります。

なお、質疑に当たっては、答弁者並びにページ数をお示しの上、お願いをいたします。

認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定についての質疑

○高橋孝夫委員長 それでは、認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定についての一般会計の歳入から順次質疑を行います。

まず、認第1号の一般会計の歳入全部について質疑を行います。事項別明細書の27ページから51ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の一般会計の歳出について質疑を行います。

まず、第1款議会費、2款総務費について質疑を行います。53ページから69ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、3款民生費、4款衛生費について質疑を行います。70ページから85ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、5款労働費、6款農林水産業費について質疑を行います。86ページから95ページまで

であります。ご質疑ございませんか。

8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 その前に委員長にお願いしますけれども、特別委員会ですが、小委員会が省略してますので、一問一答形式で質問させていただきたいとお願いしますけれども。

○高橋孝夫委員長 細部審査ですから、それはなりません。一問一答方式でやりたいとするならば、事前に総括質疑の申し出をしていただいて、そこで対処できますので、そういうふうには次回からはお願いをしたいと思います。

○8番 安部 隆委員 どうも済みません。

ページ数は89ページ、88になっておりますけれども、農林水産業費において、農業総務費、それから農業振興費、それから4目の水田転作費というようなことでありまして、日ごろ我々、稲作を中心とした生産者において、適正な運営につきまして、国を始めとして関係各省庁からの指導を仰ぎながら今日やっていると、こういうようなことで、適正な稲作の事業を遂行しているというような状況であります。

そういう中で、今般のミニマムアクセス、米価問題でありますけれども、これもやはり健全な稲作の生産というものには非常にかかわってくるのではなかろうかというようなことで、ひとつ当局並びに所管をお願いをしていきたいというようなことでございます。

今回のミニマムアクセス問題は、単なる米の最低輸入量というようなことで、WTO、多角的貿易交渉の中で、1999年にウルグアイ・ラウンドで決められた合意として、自由貿易の中であっても最小限の米を輸入するんだと、これはすべて食用というようなことだというふうに思っています。これが今回、業者によって、その汚染米がいろいろな機関に流れ、そしてそれを我が国民が飲酒、飲用するというような非常に最悪な状態になったと。一方では、減反政策、生産調整として、そうしたことが国からおろされ、

それを的確に守りながら農業の生産をやっているというような中で、これはやはりいかなものかなど、非常に大きな憤りを感じるわけでありまして、いかんとも理解しがたいものだなと。本当に生産者を考えた場合、減反という調整の中で、したくもないのに強いられるという中で、ミニマムアクセスというようなことで国が入れておるわけですが、やはりこうしたことを農政の中で、いろいろな振興協議会等々がありますけれども、そうした中で強く国に対して、農政に対して、やはり抗議をするべきではないかなというふうに思うわけでありまして。

今回の問題の中で一番私が気にしているのは、このメタミドホスという殺虫剤やカビ毒と言われるアフラトキシンとか、そういった毒や殺虫剤が入っている米が何でミニマムアクセスとして国内に入ってきたのかなと、これはれっきとした農水省のコンプライアンスの欠如だと私は思うんですね。

片や我々農民には、法の遵守ということで、いろいろな施策等を強いると、これではちょっとおかしいのではないかなというふうに私も今回の一連の事件のニュースを見て、非常に憤りを感じたというようなことで、この決算には直接的には関係ないと言うかもしれませんが、そうではない。これは食の安全、そして我々農業地帯の議員として、やはり一言申しおかなければならないなというふうに思ったところでありまして、市長や所管の課長が、いろいろそうした農政関係の協議会なり審議会等々もあると思っておりますけれども、そうしたことで、ぜひ長井市から堂々とこうしたことを批判していただきたいと、このように私は思うのでありますけれども、市長並びに農林課長、農業委員会事務局長もいらっしゃいますので、その辺にお話をお聞きをしたいと。

○高橋孝夫委員長 安部 隆委員に申し上げますけれど、この決算書のどこに関連をされた質疑

なんでしょうか。お伺いをしてますと、今後のことも含めてありますから、ぜひ予算委員会等で、もう締め切りになっておるからだめですけれど、そういう場でご質疑いただくと大変ありがたいのですが、どうでしょうか。

○8番 安部 隆委員 置賜農業振興協議会負担金等に含めまして、こういった話もできるのではないかと。なお、市町村農業振興対策協議会の会費というふうにあります。この辺にもと思いますし、強い農業づくり交付金、こうしたところにもこれはかかわってくるものと思います。私はそういうふうにして、やはりそういったものを抗議するというような姿勢も大事じゃないかなというふうなことで、当局のお考え並びにご感想をお聞きしたいというふうなことでございます。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

安部委員おっしゃることはごもっともでございますけれども、WTO、ミニマムアクセスの件につきましては、これは我々市町村では、申し上げる機会もなかなかないなというふうに思っております。唯一市として申し上げられるのは、山形県の市長会でこういったことをこちらから提案して、それを全国の市長会に上げ、国に申し上げるということと、あともう一つは、置賜農業振興協議会とかそういった団体がありますけれども、そちらの中で意見を言うということだと思っております。なお、農林水産省への要望でございますので、その辺なんかはむしろ議会の意見書等、あるいはJAあたりから言っていただくやり方もあるかと思っておりますので、一体となって取り組んでいただければありがたいなというふうに思います。

○高橋孝夫委員長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

ミニマムアクセス米、MA米というようなことで呼んでおりますけれども、これにつきまし

ては、1995年から米の高関税の代償措置という
ようなことで国内に入ってきておまして、西
暦2000年からは77万トン入ってきている状況で
あります。

さらに今回、WTOの農業交渉が決裂をして
おりますが、決裂をしなかった場合、約30万ト
ン弱ふえるというふうに言われておったわけで
ございます。これにつきまして、きのうの産
業・建設常任委員会の中でも請願の審査の中で
議論がなされておりますけれども、やはり国際
貿易につきましては、地方自治体の所管ではな
いわけでありますから、なかなか情報も少ない
ところがあるわけでありますが、やはり全体の
農産物だけでなく、全体の輸出、輸入の関係
での協議がなされている中で、全体として自由
化を推進するというような中で出てきた措置で
あるというふうに理解をしているわけでありま
す。

したがいまして、所管といたしましては、や
むを得ず入ってくるミニマムアクセス米であり
ますので、これに対しましては、やはり国内農
業の体質を強化しまして対応していくしかない
のかなというふうに思っている次第であります。
以上でございます。

○高橋孝夫委員長 鈴木要一郎農業委員会事務局
長。

○鈴木要一郎農業委員会事務局長 お答えいたし
ます。

大変難しい問題ではありますけれども、農業
委員会といたしましては、農政に対する支援の
要望なり、また建議なりというようなことで、
毎年行っております。そういった機会において
農業委員の方々にご協議をいただいて、検討し
てまいりたいと思います。

なお、置賜地方の農業委員会連絡協議会もご
ざいますので、3市5町で置賜の会長さんの会
でございますので、そういったことも議題にし
ながら、今後検討してまいりたいと思います。

○高橋孝夫委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 各種の答弁いただきまし
て、ありがとうございます。

農業委員会事務局長が言われたように、ミニ
マムアクセス、これは貿易交渉の中で否定でき
ない最低限の量であります。これが我が国は平
成7年から20年までに865トン入っているんで
すね。そして主食用、加工用、飲料用、飼料用
というふうに分かれながら各自あるわけですけ
ども、今回、加工用というふうに回されたもの
が、飲食用じゃなくて、ギョーザ問題であった
ように、メタミドホス、これらの混入があった
と。ですから、このミニマムアクセス自体は否
定するのではなくて、ここに入ってくる汚染米を
なぜ防衛できなかったかと、これが非常に問題
だなどというふうに、今後の問題だと思いますけ
ども、ぜひ機会あるときに、こうしたことを強
くやはり我々は唱えていかなきゃならないとい
うふうに思いますので、その辺よろしくお願
いを申し上げたいと思います。ありがとうございます。

○高橋孝夫委員長 ほかにご質疑ございませんか。
(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結
いたします。

次に、7款商工費、8款土木費について質疑
を行います。96ページから107ページまでで
あります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結
いたします。

次に、9款消防費から14款予備費までの質疑
を行います。108ページから131ページまでで
あります。ご質疑ございませんか。

12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 118ページ、教育費の
委託料について、文化生涯学習課長ですか、お
聞きいたします。この中の公民館振興事業委託

+

料5,473万2,458円、これの内訳についてお聞きをいたします。

○高橋孝夫委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えを申し上げます。

公民館振興事業委託料5,473万2,458円の内訳でございますが、中央公民館が830万8,795円、中央地区公民館が857万9,718円、致芳地区公民館が815万3,662円、西根地区公民館が725万3,771円、平野地区公民館が821万7,389円、伊佐沢地区公民館が685万1,325円、豊田地区公民館が767万798円でございます。

○高橋孝夫委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 そういうのじゃなくて、私も聞き方が悪かったんですが、振興事業委託料の中には人件費が入ったり、あるいは振興事業費が入ったり、いろいろあると思うんですね。その内容をお聞きしたい。

○高橋孝夫委員長 主な施策の成果報告書98ページに載っておりますが、いかがでしょうか。

那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 それでは、お答えを申し上げます。

ただいま委員長からもございましたが、成果報告書に載っておりますが、それぞれ申し上げたいと思います。

中央公民館ですが、事業費が148万7,000円、人件費が682万1,795円でございます。中央地区公民館については、事業費が123万5,000円、人件費が734万4,718円、致芳地区公民館ですが、事業費が114万8,000円、人件費が700万5,662円、西根地区公民館ですが、事業費が110万3,000円、人件費が615万771円、平野地区公民館が、事業費が116万1,000円、人件費が705万6,389円、伊佐沢地区公民館が、事業費が98万1,000円、人件費が587万325円、豊田地区公民館が、事業費が110万1,000円、人件費が626万6,798円で、全体の合計といたしましては、事業費が821万

6,000円で、人件費が4,651万6,458円となっているところでございます。

○高橋孝夫委員長 12番、藤原民夫委員。

○12番 藤原民夫委員 人件費についてお聞きしますが、人件費の積算の基準はどうなっていますか。

○高橋孝夫委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 お答え申し上げます。

積算基準は、各運営協議会で決めております給与表によるものであります。25万円までの給与表が設定されておまして、それぞれ公民館主事に採用になった時点で第1号から設定され、1年ごとに1号ずつ上がる。この給与表に基づいて設定されるものです。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 藤原委員に申し上げますが、質問回数を超えております。もう1回許可をしますので、まとめて質問をお願いします。

○12番 藤原民夫委員 給与表なんですけど、そうすると、これを各主事の方々、あるいは館長さんが十分ご承知なわけで、さらにこれに対する時間外手当も何%ということも決めておられると思うんですね。そうすると、今回の委託問題でこれが変更になるということではなくて、これを基本として人件費が決まり、そして事業費が総額から差し引かれるというふうな事業の経費配分となっているというふうに思うんですけど、人件費の今言った基準、何をどういうふうな、市役所の給与表に当てはめれば、どういう基準の方々の給与表と並ぶのかというふうなことも含めて、どうなんですか、その辺をお聞きします。

○高橋孝夫委員長 平 正行中央公民館長。

○平 正行中央公民館長 お答え申し上げます。

社会福祉協議会の保母さんの給与を参考に設定をさせていただいております。

(「年齢とか経験とかは」の声あり)

○高橋孝夫委員長 そのまま続けて答弁してください。

○平 正行中央公民館長 年齢等の部分については、規則については上げてごさいません。例えば今の就業規則等、給与表の決め方の部分でありますけども、先ほど給与表については福祉協議会の保母さんの設定を参考にしておるのですが、前歴換算がない設定を今公民館主事さんの場合はとられております。ですから、30歳で公民館主事になっても40歳でなっても第1号からスタートする。こういう形の部分で就業規則、給与に関する規則が設定されてごさいます。以上です。

○高橋孝夫委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 中央公民館長に今の件、せっかくありましたので、何となく私もそこは聞いておきたいところだなと思っておりました。今の給与表と、98ページに書いてありますのでわかるんですけども、主事2名の賃金なんですね。それぞれの公民館の主事2名の賃金がここに掲載されているので、勤続年数によって給料が差がついてくるというのはよくわかるんです。今、公民館長はここの中には入ってないんですよ。5万円台ですか。5万幾らと数字は私わかりません。多分勤務も半日ぐらい勤務すればいいと、大体こういうふうになっているのではないかなというふうに思うんです。すると、今でも私はちょっと疑問を持ってるんですけども、館長さんというのは名誉職ではないんですよ。運営協議会に雇用された職員ですね。指定管理者制度になれば、もちろんそういうふうになると思います。すると、1時間当たりの単価というのは、労働法に基づく最賃に該当しなくてもいいとなりますか。該当しなければならぬというふうになりますか。どうでしょうか。勤務時間、何時間勤務しようというものもあるわけですね。そこはどうでしょうか。

○高橋孝夫委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 私からお答えさせていただきたいというふうに思います。

先日、蒲生委員から一般質問でございましたので、その後、社会保険労務士さんのお話をお聞きしたところでございます。私どもとして、例えば公民館活動において労働者性が問われるようなことが生じる可能性があるのはどのような場合かというふうな趣旨の質問をいたしたところでございます。館長についてですが、指定管理者になった場合、館長が非常勤でありましても指定管理者との雇用契約が必要だろうと。主事については常勤ですので、当然指定管理者との雇用契約が必要となります。また、運営協議会の会長が館長を兼ねる場合は、館長は雇用者側となるため、主事のみ雇用契約というふうになるだろうというふうなことでございました。

また、報酬をもらう運営協議会の役員がおるわけですが、その役員については委嘱で任命されるもので、賃金ではなく報酬を支払う委託契約であって、雇用契約ではないというふうな回答をちょうだいしたところでございます。

○高橋孝夫委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 何となくわかったようなわからないような答弁ですけども、館長は、運協の会長と兼務するようであったら、管理職側になるんですよ、要するに。主事を雇用するというスタイルをとるわけですね。すると、給与を本当に運協で自由に決められるのかなという、民間の職場なら普通決めるんです。すると、そういう権限も与えているのかどうかというのが問題なんですね。今、新聞なんかで問題になっている名ばかり管理職というのがありませんね。管理職の名前をつけておいて、何百時間も時間外勤務をしたにもかかわらず手当をつけないで済むので、名ばかり管理職というのが横行していると、こういう記事ですね。私はやっぱりそうであっても労働法でいう最賃というのは、例えば残業手当であれば25%増しとか、休日勤務手当であれば何%増しと、これはやっ

+

ぱりこういう法律に基づいて守っていく必要が私はあるだろうというふうに思うので、今の答弁の中で、その管理職と呼んだ部分であっても、時間外や、または最賃はきちっと確保しなければならないというような理解の仕方になりますか。

○高橋孝夫委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 館長の場合の第1番目の例で、雇用契約を結ぶ場合においては、当然労働基準法なり、労働法の適用になりますので、おっしゃったようなことは十分配慮しながら、勤務の内容は決めなければならないというふうに考えます。

○高橋孝夫委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 3回目ですけども、わかりました。そのとおりだと思いますね。ちょっとメモしてみたんです。半日ぐらい勤務すればいいというふうになっていますので、まず4時間としましょう。月のうちに22日間勤務したとしますね。それで、1時間当たりの単価は650円だとします。すると5万7,200円なんです。この額を今の館長さんの手当は超えていますか、下がってますか、どうですか。

○高橋孝夫委員長 那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 お答えを申し上げます。

今年度は教育委員会で地区公民館長を任命しております。月額5万8,600円ということをお願いをしているところでございます。

○高橋孝夫委員長 17番、蒲生吉夫委員。

○17番 蒲生吉夫委員 今のところは3回ですので終わります。

文化生涯学習課長で多分いいのだと思いますけども、120ページに遺跡環境整備委託料として、19年度は13万円ばかりのものを決算の額として出ているわけですけども、それで、そこに書いてない部分があって、成果報告書の中に書いてある部分があるんです。成果報告書の87

ページをごらんください。白山森遺跡環境整備ゼロ千円と、こうなっているんです。先ほど言った長者屋敷遺跡環境整備事業、要するにこれも長者屋敷遺跡保存会が委託を受けているんですね。白山森遺跡保存会というのもあるんで、私はこの両方の会に入っているんです。それで、この成果報告書の中にあるのは、予算化できず、地元の保存会が無償ボランティアで実施と、こういうふうになっておりますね。そうなんです。管理する必要があるんで、会員から集めたお金で、例えば刈払機のガソリン代とかか夫賃だとか、この中から出しているんですよ。私は、委託というのはこういう性格のものでしょうか。本来市がすべきものを、その事業をほかの団体や事業者へ委託するというスタイルですよ。こういうあり方というのは、私はやっぱり問題があるなと思うんです。いきなりゼロですから。その前幾らだったかといったら、ちょっとわかりません。多分15万円から18万円ぐらいの間だったのではないかと思いますけども、この件について、この管理のあり方について、これでよかったのかどうかということについてお聞かせを願いたいと思います。

○高橋孝夫委員長 ここで暫時休憩をいたします。再開は3時20分からといたします。

午後 3時00分 休憩

午後 3時20分 再開

○高橋孝夫委員長 休憩前に復し、会議を再開いたします。

那須宗一文化生涯学習課長。

○那須宗一文化生涯学習課長 蒲生吉夫委員のご質問にお答えを申し上げます。

まず、白山森遺跡の件でございますが、委員ご指摘のとおり、19年度からは委託料というも

のが予算化できませんで、地元の方々にボランティアをお願いをしまいたところでございます。白山森遺跡自体は昭和56年に市の史跡に指定されております。貴重なものではございますが、財政状況からこのようなことになりまして、地元の方に全面的にお願いせざるを得なくなったということについては、大変所管課としても心苦しく思っているところでございます。地元代表の方からも再三にわたり何とかしてほしいというふうには要望を受けているところですが、十分対応できない状態で、申しわけなく思っているところでございます。

長者屋敷遺跡につきましても、約半分近い状態くらいに平成19年度は整備事業の委託料が減額となったところでございます。そういったことから、地元の保存会の代表の方とも話し合いをして、ある程度簡略化できる部分は簡略化してというふうなことで、管理をしていただいているところでございます。

ただ、これにも限度がございまして、今ございます竪穴住居の復元住居のうちの2棟については、ちょっと傾きかけているというふうな状態になっているということで、ここ数年のうちにきちんと少し柱を戻すという作業が必要になっているというふうなことを言われておりますので、この分について、予算化に向けて私どもとしても努力をしまわなければならないというふうな認識を持っているところでございます。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 7番、町田義昭委員。

○7番 町田義昭委員 学校給食費の127ページでございます。学校給食用レインボープラン米ということで、40万何がしの金額が上がっておるわけでございますけれども、この金額について質問するというのではないわけでございます。今、食の安全というものが叫ばれておる中で、特に食品の偽装というものが大きな問題になっておるといふようなことで、決算委員会に

ふさわしいかどうかちょっとわかりませんが、それについては委員長が判断していただければいいのかなと思います。また、答弁者につきましても、どなたが答弁者なのか、私の方はちょっとわかりませんので、委員長の判断で振っていただければ幸いです。そういうように思います。

レインボープラン米を毎年子供たちに食べさせていただいているということは、本当に素晴らしいことだと思います。素晴らしいがゆえに、このことにみそをつけてしまったらいけないということを感じているところであります。

この認証米を認定するに当たって、最低これとこれとこれ、あるいは、このことだけはクリアをしないとレインボープラン米には指定をしませんよという一つの条件があらねばならんと思っているんですけども、産建委員会時代に少しは聞いたことがあったんですけども、記憶が薄れましたので、そのことについてお聞きをしたいと、第1点。

それから、レインボープラン米として認められているということであるならば、それを行政の立場で確認作業として認定書とかそういうものを取り交わしてやっておられるのか、その点についてお聞きをしたいと思います。

○高橋孝夫委員長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

レインボープランの認証米につきましては、レインボープラン推進協議会で認証をいたしていると思っております。基準につきましては、米ですので、10アール当たり1トン程度のレインボープランコンポストを投入いたしまして、減農薬、減化学肥料、特別栽培に準じるような、農薬につきましては5割程度、化学肥料につきましては5割程度を減らすというふうな考え方で認証されているというふうな思っているところでございます。以上でございます。

○高橋孝夫委員長 7番、町田義昭委員。

○7番 町田義昭委員 確かにレインボープラン推進協議会の方で認証はしていると。しかしながら、行政としてはその確認作業は私はやらなければならないと思うんですよね。なぜならば、行政の方からお金を出しているんですから、疑ったら切りがないんですけども、こうしたことが国内で起きているということは、先ほど安部委員もおっしゃったように、事故米なんていう言葉を使っているわけだ。事故米なんていうのは、私は40年間農業に携わってきたんですけども、初めて聞きました。先ほどお昼の時間に議会の図書の国語辞典2冊も調べたんですけども、事故米というのは載っていませんでした。本当に新しい言葉で、びっくり仰天語ですね。そうしたときに、疑うんじゃないんですけども、本当にレインボープランのコンポストセンターの堆肥がきちっと1トンずつ入っているという確信を持って食べさせているという自信はありますか、農林課長。そういう点も私は確認作業をしなければならぬんじゃないかなと、こういう機会に、そう思ったんです。レインボー協議会で認定したと。それを100%じゃあ果たして信用していいのかなと。例えばAさんは1町歩の認証田を持っていると。そうすれば10トンのコンポストセンターの堆肥を投入されているわけです。その証拠が一体どこにあるのかと。そうした点も私はこれから作業としてしていかなきゃならないかなと、そう思っているんです。疑ったら切りがないんですけども、そんなように思いたくないんですけども、そういうことについて課長の方から答弁をいただいて終わりますけども、

(「供給とか需要の方は」の声あり)

○7番 町田義昭委員 供給とかそういうのに関しては、私は、20年度は確保されているとか、そういう話はこの前一般質問の中でお聞きしましたので、そういうものは申し上げるつもりじ

ゃありませんけども、そこについて、どうお考えでありますでしょうか。

○高橋孝夫委員長 遠藤正明農林課長。

○遠藤正明農林課長 お答えいたします。

レインボープラン推進協議会につきましては、事務局は平成19年度まで企画調整課で担当されていたところというふうに認識いたしております。平成20年度から事務局につきましてもレインボープラン推進協議会の方にお問い合わせをするというふうなことになっておりまして、補助金を出してお願いをしたというふうなところを理解しているというような状況でございます。

したがいまして、農林課といたしましては、主管課というようなことでもない状況になっておりますので、そういった理解をしているというふうなことでお答えをとどめさせていただきたいと思っております。以上です。

○高橋孝夫委員長 遠藤健司企画調整課長。

○遠藤健司企画調整課長 お答え申し上げます。

ただいま農林課長が申し上げましたが、今年度からレインボープランの認証については、レインボープラン推進協議会の方に補助事業として補助金を交付しております。その中で、レインボープランの認証推進事業というようなことで、認証基準の制定、認証基準の説明会、認証の申請受付、結果通知、あるいは認証シールの販売といったところで、そのチェックを推進協議会の方に補助事業としてゆだねていますが、これについては、今年度補助した内容について、その検証を、その都度報告を求めながら確認していきたいというふうに考えています。

○高橋孝夫委員長 7番、町田義昭委員。

○7番 町田義昭委員 それはそれとして、推進協議会の方に委託しているからということで終わらせてしまっているのかなという点については、私は物すごく疑問を持っております。やはり最終的には行政が最終の責任を問われるわけでございますので、その点について、市長から

一言お願いをしたいということで、私は、少なくともクリアしなけりゃならない部分はやっぱり公にして、この点とこの点とここをクリアしないと認証米とは言わないよというものはっきりと市民の方にわかっていただけるような姿をつくってほしいと思いますし、そのことによって子供たちも安心するし、親たちも安心して、レインボープランはさすがに長井の顔だなということをおわかってもらえるのじゃないかなと、そういうふうに思いますので、市長にお聞きして、終わります。

○高橋孝夫委員長 内谷重治市長。

○内谷重治市長 お答えいたします。

レインボープランの認証米と、それから今進めております「レインボーの里から」という農産物のブランド化も一体と考えておりますけども、レインボープランの認証については、協議会の方に委託はしておりますけども、その基準があるわけですね。どこの部分でチェックするかについては、担当課と詰めてまいりたい、あるいは協議会と詰めなきゃいけないと思っておりますが、やはり責任を持つのは行政として当然でございますので、そういった意味で、保護者の皆さんに納得いただけるような、そういった責任を持ってチェックしなければならないというふうに思います。

○高橋孝夫委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 ページ数は115ページ、10款3項1目のスクールバス運行業務委託料1,098万2,562円というのがございますけども、この委託料等、この職務というものは、非常に長井市の将来を担う子供たちの安心・安全を担保していただけるというようなことでは、大変ありがたいなというふうに思っておりますけども、この委託料でありますけども、ちなみに18年度も1,104万8,430円、17年度は1,110万7,356円ということで、それなりに行政の算出根拠があって、そして大変な業務をしていただい

るというようなことだなというふうに思っていたところであります。

そうした中で、新年度において、その委託の成果をとということで、今年度に反映されたのかわかりませんが、スクールバスの運行委託に係る調書が管理課長名で配付されております。これを見ますと、入札価格は636万4,000円というようなことで、19年度から見ると461万8,562円の減額と申しますか、安いところでこの業務を委託された。これは、今の長井市の財政をかんがみたま場合には、それなりにその効果というのが反映されたのかなというように喜んでもいられないのじゃないかなと。やはり安心・安全な運行体系の中でこの日常業務を遂行していただくと、そういうようなことで、確かに公平な入札の中でこうされたということでもありますけども、この中での予定価格が748万8,000円というふうなことで、これは多分提示したのじゃないかなと思っておりますけども、この辺の19年度までの委託金額、それから委託した経過というものも踏まえた場合に、なかなかこうしたことも、もろ手を挙げて推進をしていくというようなことにならないんじゃないかなというふうに私はちょっと疑問を抱いておりますので、その辺について、管理課長に説明をお願いしたいと思います。

○高橋孝夫委員長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 お答え申し上げます。

スクールバスにつきましては、以前は臨時職員を雇用いたしまして運行してまいりました。平成16年4月から長井南中学校スクールバスの業務委託を開始しまして、平成17年度から南北中両校のスクールバス全部について業務委託を進めて運行してまいったところでございます。それまでは単年度契約というふうなことでありましたが、平成17年に財政課長名で「長期継続契約に関する事務の取り扱いについて」というふうなことが出されまして、長期継続契

+

約をこのスクールバスについても取り扱うというふうなことで、今年度から履行期限3年とする長期継続契約による入札を執行したというふうなことでございます。

各年度それぞれ決算によって違いますけれども、基本運行の額と、それから基本外運行がありまして、基本運行につきましては、南北中、それから小学校のところでもスクールバスを使っておりますので、その年間の日数に対する額を示していただいたものが今年度から始まった委託料の額でありますし、以前につきましても基本的には基本運行分を提示していただいて、そして基本外運行があつて、最終的に決算額が出てきたというふうな中身でございますので、年度によっては若干金額が多かったり少なかったりというふうなところがあるというふうな状況でございます。

ただいまの委員からございました金額について、このたび非常に低い金額で落札させていただいたというふうなことでございます。額的に申し上げますと、前年度の委託契約金から比べますと15%程度低くなったところでございますが、これにつきましては、指名競争入札をさせていただいて、業者の方にもそれぞれ頑張っていたというふうなことと、3年間という期間がありますので、その辺というところも入札金額に反映されたのではないかというふうに思っております。

いずれにいたしましても、その契約金額にかかわらず、常に児童生徒の安全を確保すべく、安全運転でお願いしたいというふうなことで、教育委員会として業者の方にはお願いしているところでございます。

○高橋孝夫委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 ただいま答弁いただきましたけれども、額も確かにありますけれども、運行の安全というものが一番ではないかというふうに思います。そして、先ほど来答弁にもあつた

ように、16年度から委託というような方法をとってきた。それ以前は臨時職員ということで、お願いしてきた金額も相当高いところにあつたりして、経費の削減等を踏まえながら、16年度以降にこうしているというようなことだと思います。そして、17年度から18、19と、私が申し上げました、年度においては多少前後ありますけれども、1,000万円台の委託料であつて、これは随意契約によって、ある会社が同じところで契約をしてきたと。それが今回、契約が長期契約3年というふうなことでなつたからといて、予定価格の算出根拠というものが変わってくるというふうなことは、ちょっと私は理解できないし、一番心配なのは、下がったからというふうなことで、運行時における運転手の心構えといいますか、そうしたものが劣化しないのかなど。やはり相当な、400万円も落ちてるというふうなことで、今までの3年間はじゃあどうなつたんだろうと。

それと、疑問がわくのは、こんなに落として、よくやれるものだなと。確かにタクシー会社に委託した経過は、タクシーの通常業務の中で、朝晩のあいてる中の運転手のやりくりで対応できると。それと、やはり緑ナンバーですから、2種免許を持っていますね。大小かかわらず、大型と小型かかわらず。そういった安全面は、我々1種免許と違って、知識も多いと、あると。こういった内容で、こういったことに踏み出したんじゃないかなというふうに私も思っておりますが、こういうことを考えた場合に、本当にスクールバス受託者は従事者を雇用してと、新たに雇用してやっているとというふうなことの、そうした調べというものはきちっとされているのか。私は疑うわけではございませんけれども、安全面でいけば、トンネルになつてはうまくないなど。新たに6台動かすには6名を雇用しなきゃならないと。これが委託料が下がって、そしてまたそういったものを、6名を雇用という

と、大変じゃないかなというふうに、これは余計な心配かもしれませんが、そういうもろもろのことで安全面が脅かされるという心配は、これはぬぐい取れないものだというふうに思いますけども、その辺についてはいかがでしょうか。

○高橋孝夫委員長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 お答えいたします。

委託料の積算ですが、平成19年度につきましては、745万2,000円でございます。これが基本運行の委託料としての部分でありまして、そのほかに大会とか部活動で移動するというふうな基本外運行がありまして、19年度でいきますと1,000万円を超える額になっているというふうなことでございます。基本運行が745万2,000円ということで、入札の場合も748万8,000円と、同じ基準で入札を執行したというふうに管理課の方では考えております。

安全運転の確保でございますが、平成20年度で申し上げますけれども、業者の方では10名、スクールバス乗務員名簿ということでこちらの方にいただいておりますのが10名でございます。南中学校の業務4名、北中学校3名、そしてサブ3名というふうなことで、10名体制でスクールバスの運行に当たっていただくというふうなことでございます。

ただ、全員が2種を持っているかというふうなところでありますと、全員ではありません。大型1種というふうなところもございますので、この辺につきましては、このたびの入札の条件の中にも付しておりませんので、こういうふうな状況もあると。2種の方をそれぞれ全員を集めるというのは非常に難しいというふうなことも考えられますので、なお、この部分については業者の方に順次そうした方を雇用していただいて、安全に運行していただくようお願いしてまいりたいというふうに思っております。

○高橋孝夫委員長 8番、安部 隆委員。

○8番 安部 隆委員 いろいろ質問しましたけ

ども、今、全国の中でもスクールバスでの事故の係争というのが結構多いんですね。ですから運転手の身分保証というようなことでは、やはりそれなりに考えていかなきゃならないと。あるところの県においては、スクールバスで一たんどライブインから出てきて、車をやり過ぎそうととまったところに、パトカー、白バイがぶつかってきたと。乗ってる子供たちも引率している先生も「後ろでとまっておった」と言ったんですが、これ、相手が悪いのかわからないけども、動いてたというようなことで、そのパトカーの警察官は死亡したんですけども、1年6カ月の懲役ですよ、運転手は。そういったように、思わぬところにそうした大事なことがありますので、この金額というものが安ければいいというようなことではないと、安ければよければ、この調書にあるように、運行の管理の中で、運転者は1種免許を保持されている方とあれば、形態はこういう形態でなく、まだまだそうしたところには踏み込んでいかれるんじゃないですか。指定管理者、それからNPO、こういったところの方法も出てくると。でもそれではやはり安全な体系というか管理というものはなかなか出てこないと。ですから、やはりこのような、その前の、これ同じ会社なんですよ。とった人と。その前の3年間。その3年間、うまく契約させていただいたから、今後の3年間はというようなことには私はならないと思います。それなりに経営というものもあって、安全面というものがあって。そういうようなことがあると思いますので、この辺、もう少し考えをしていただいて、今後の3年後におきましては、そういったものを反映して、ひとつうまい委託業務をしていただきたいというふうに思います。

○高橋孝夫委員長 平 進介管理課長。

○平 進介管理課長 19年度の決算の中でもスクールバスの損害賠償というふうなところで、スクールバスの方向の転換の際に車庫に接触して、

シャッターを損傷したというふうな事故がありまして、業者の方にも安全運転について、また特にお願ひしているところですが、ただいま委員からございましたように、大会によっては遠出をするというふうなこともありますので、なお、その辺につきましても業者の方にお願ひしていきたいというふうに思いますが、なお、今回初めて入札をしたという中で、その結果でございますので、行政としてもありがたいですが、安全運転が第一ですので、その辺も第一に考えていただいて、業者の方に、3年間となりますが、運行していただきたいというふうに思っております。

○高橋孝夫委員長 ほかにご質疑ございませんか。
（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 ほかに質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の国民健康保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。133ページから144ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の物品調達特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。145ページから146ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の公共下水道事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。147ページから153ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の老人保健医療費給付事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。155ページから158ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の山形鉄道運営助成事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。159ページから160ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。161ページから164ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の訪問看護事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。165ページから166ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の介護保険特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。167ページから179ページまでであります。ご質疑ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の浄化槽事業特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。181ページから183ページまでであります。ご質疑ございま

せんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

次に、認第1号の用地特別会計歳入歳出決算について質疑を行います。185ページから186ページまでであります。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

以上で認第1号の質疑を終結いたします。

認第2号 平成19年度長井市水道事業会計決算認定についての質疑

○高橋孝夫委員長 次に、認第2号 平成19年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について質疑を行います。ご質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 質疑もないので、質疑を終結いたします。

平成19年度各会計決算認定についての表決

○高橋孝夫委員長 これより討論、表決であります。ご意見のある方は本会議においてご発言いただくこととし、この際、討論を省略し、直ちに採決いたします。

まず、認第1号 平成19年度長井市歳入歳出決算認定についての1件について採決いたします。

認第1号について、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋孝夫委員長 起立全員であります。よって、認第1号は、認定すべきものと決定いたしました。

次に、認第2号 平成19年度長井市水道事業会計決算認定についての1件について採決いたします。

認第2号について、認定することに賛成の委員の起立を求めます。

(起立全員)

○高橋孝夫委員長 起立全員であります。よって、認第2号は、認定すべきものと決定いたしました。

以上で本決算特別委員会に付託になりました案件の審査はすべて終了いたしました。

最後にお諮りいたします。本委員会において議決されました議案の中で、条項、字句、数字、その他整理を要するものについては、会議規則第102条の規定により、その整理を委員長に一任願いたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○高橋孝夫委員長 ご異議なしと認めます。よって、整理を要するものについては、その整理を委員長に一任することに決定いたしました。

また、来る19日の本会議における本委員会審査報告の文案につきましても、私に一任くださるようお願いをいたします。

閉 会

○高橋孝夫委員長 決算特別委員会はこれをもって閉会いたします。ご協力ありがとうございました。

午後 3時54分 閉会

会議録署名

臨時委員長 鈴木 武 次

委員長 高橋 孝 夫